

平成 2 4 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 7 日 招 集
流 山 市

目 次

- 7 2 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 7 3 平成24年度流山市一般会計補正予算（第6号）
- 7 4 流山市市民参加条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例の制定について
- 7 5 字の区域及び名称の変更について
- 7 6 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に
関する協議について
- 7 7 平成24年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 8 平成24年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 9 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 8 0 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 1 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 8 2 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を
改正する条例の制定について
- 8 3 流山市小規模水道条例の制定について
- 8 4 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 8 5 指定管理者の指定について（南流山福祉会館）
- 8 6 指定管理者の指定について（もりのいえ第2学童クラブ及びも
りのいえ第3学童クラブ）
- 8 7 指定管理者の指定について（初石公民館）
- 8 8 指定管理者の指定について（南流山センター）
- 8 9 指定管理者の指定について（森の図書館）
- 9 0 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 1 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 9 2 訴えの提起について

- 9 3 平成24年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 4 平成24年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 9 5 平成24年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 9 6 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 7 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 9 8 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 9 大堀川防災調節池修景整備工事の委託に係る基本協定の変更について
- 1 0 0 指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）

- 2 2 専決処分の報告について
- 2 3 専決処分の報告について
- 2 4 専決処分の報告について

議案第 72 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 平成24年11月16日に、衆議院が解散し、同年12月16日に総選挙が執行される見込みとなったことから、その所要額の予算上の措置について特に緊急を要したため、同年11月16日付けで平成24年度流山市一般会計補正予算（第5号）について、専決処分をしたので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

平成24年度流山市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成24年11月16日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 74 号

流山市市民参加条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
の制定について

流山市市民参加条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別
紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市市民参加条例の施行により、市民参加の手續となる審
議会等の委員の構成が規定されたことに伴い、関係する条例に
ついて整備等を行うためである。

流山市市民参加条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(流山市防災会議条例の一部改正)

第1条 流山市防災会議条例(昭和37年流山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第2号中「4人」を「3人」に改め、同項第8号中「その他市長が必要と認め」を「公共的団体等のうちから市長が」に、「6人以内」を「4人」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「5人」を「2人」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「10人」を「4人」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1人

第3条第5項に次の2号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内

(11) 市民等 6人以内

第3条第6項中「第7号及び第8号」を「第8号から第11号まで」に改める。

(流山市附属機関に関する条例の一部改正)

第2条 流山市附属機関に関する条例(昭和46年流山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表流山市総合計画審議会の項委員の構成の欄、流山市男女共同参画審議会の項委員の構成の欄、流山市補助金等審議会の項委員の構成の欄及び流山市コミュニティ審議会の項委員の構成の欄中「市民を代表する者」を「市民等」に改め、同表流山市交通安全対策会議の項中「

1	国の関係地方行政機関の職員	1人
2	千葉県の部内の職員	2人
3	千葉県警察の警察官	2人
4	教育委員会の教育長	
5	消防本部の長	

6	部内の職員	6人
---	-------	----

を

「

1	千葉県の部内の職員	2人
2	千葉県警察の警察官	1人
3	教育委員会の教育長	
4	消防本部の長	
5	部内の職員	3人
6	市民等	5人

に改め、同表流山市自転車駐車対策審議会の項委員の構成の欄中「市民を代表する者」を「市民等」に改め、同表流山市福祉施策審議会の項中

「

1	福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	4人
2	ボランティア団体を代表する者	2人
3	社会福祉法人の役員又は職員	4人
4	民生委員（児童委員）	1人
5	医師会を代表する者	1人
6	歯科医師会を代表する者	1人
7	学識経験を有する者	1人
8	関係行政機関の職員	2人
9	市民を代表する者	2人

を

「

1	福祉サービスの提供を受	2人
---	-------------	----

ける者を代表するもの	
2 ボランティア団体を代表する者	1人
3 社会福祉法人の役員又は職員	2人
4 民生委員（児童委員）	1人
5 医師会を代表する者	1人
6 歯科医師会を代表する者	1人
7 学識経験を有する者	1人
8 関係行政機関の職員	2人
9 市民等	7人

」

に改め、同表流山市環境審議会の項委員の構成の欄中「市民を代表する者」を「市民等」に改め、同表流山市中小企業資金融資運営委員会の項中

「

1 金融機関の職員	1人
2 商工関係団体の役員	2人
3 関係行政機関の職員	1人
4 中小企業を代表する者	1人
5 副市長の職にある者	

」

を

「

1 金融機関の職員	1人
2 商工関係団体の役員	2人
3 中小企業を代表する者	1人
4 市民等	2人

」

に改め、同表流山市下水道事業運営審議会の項委員の構成の欄中「受益者を代表するもの」を「受益者」に改め、同表流山市水道事業運営審議会の項委員の構成の欄中「受益者を代表する者」を「受益者」に

改め、同表流山市青少年指導センター運営協議会の項委員の構成の欄中「その他関係機関及び団体を代表する者」を「市民等」に改める。

(流山市文化財の保護に関する条例の一部改正)

第3条 流山市文化財の保護に関する条例(昭和51年流山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「文化に関し学識経験を有するもの又は独自の研究等により識見を有するもののうちから教育委員会が委嘱する」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 独自の研究等により識見を有する者

(3) 市民等

(流山市通学区域審議会条例の一部改正)

第4条 流山市通学区域審議会条例(昭和52年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 市民等

(流山市史編さん審議会条例の一部改正)

第5条 流山市史編さん審議会条例(昭和56年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「市の職員」を「市民等」に改める。

(流山市立幼稚園協議会条例の一部改正)

第6条 流山市立幼稚園協議会条例(平成5年流山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「4人」を「3人」に改め、同項第2号、第3号及び第5号中「2人」を「1人」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 市民等 4人

(流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第7条 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年流山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「住民を代表する者」を「市民等」に改め、

同項第4号中「前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者」を「廃棄物減量等推進員の職にある者」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 環境美化推進員の職にある者

(流山市都市計画審議会条例の一部改正)

第8条 流山市都市計画審議会条例（平成12年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「公募の市民」を「市民等」に改める。

(流山市行財政改革審議会条例の一部改正)

第9条 流山市行財政改革審議会条例（平成15年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「市民」を「市民等」に改め、同条第3項を削る。

(流山市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第10条 流山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「重要な事項」の次に「（前条各号に掲げる条例の規定により市長又は実施機関から審査会に意見を求められた事項を含む。）」を加え、「実施機関」を「市長又は実施機関」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第5条第1項中「優れた識見を有する者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民等

第5条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第2条に規定する審査会の所掌事務の区分に応じ、当該事務を担当する委員の区分並びにその定数は、次の表に定めるとおりとする。

審査会の所掌事務の区分	委員の区分	定数
第2条第1項に規定する事務	優れた識見を有する者	3人以内
第2条第2項に規定す	優れた識見を有する者	3人以内

る事務	市民等	2人以内
-----	-----	------

3 第2条第1項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員は、同条第2項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員を兼ねるものとする。

第7条第2項中「委員」を「第5条第2項に規定する審査会の所掌事務の区分に応じ、同項に定める委員の定数（第2条第2項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員により組織される審査会にあっては、各委員の定数の合計数）」に改める。

第8条第1項前段中「審査会」の次に「（第2条第1項に規定する審査会の所掌事務を担当する委員により組織される審査会に限る。以下この条から第13条までにおいて同じ。）」を加える。

（流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第11条 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員の区分及び当該委員の区分ごとの定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）学識経験を有する者 4人以内

（2）市民等 3人以内

（流山市産業振興基本条例の一部改正）

第12条 流山市産業振興基本条例（平成19年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第5号中「市民」を「市民等」に改める。

第5条の見出し中「市民」を「市民等」に改め、同条中「市民は」を「市民等は」に改める。

第6条第3項第4号中「市民」を「市民等」に改め、同項第5号を削る。

（流山市生涯学習審議会条例の一部改正）

第13条 流山市生涯学習審議会条例（平成20年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民」を「市民等」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 市民等

(流山市街づくり条例の一部改正)

第14条 流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号中「公募による市民」を「市民等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

議案第 75 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別冊調書のとおり変更する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業地区等の字の区域及び名称を整備し、地域住民の利便の向上を図るためである。

議案第 76 号

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行することに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正することについて協議するためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項、第3条第1項第2号に掲げる事務の項、第3条第1項第3号に掲げる事務の項及び第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改め、同表第3条第1項第5号に掲げる事務の項、第3条第1項第6号に掲げる事務の項、第3条第1項第7号に掲げる事務の項及び第3条第1項第8号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「神崎町 大網白里町」を「神崎町」に改め、同表第3条第1項第9号に掲げる事務の項、第3条第1項第10号に掲げる事務の項、第3条第1項第11号に掲げる事務の項、第3条第1項第13号に掲げる事務の項及び第3条第1項第14号に掲げる事務の項中「いすみ市」を「いすみ市 大網白里市」に、「東庄町 大網白里町」を「東庄町」に改める。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から施行する。

議案第 79 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 つばさ学園及び児童デイつばさの目的及び業務等について、
所要の改正を行うためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条中「次の各号」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。次条及び第19条の2において「法」という。）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業として、次の各号」に改め、「（流山市立児童デイつばさについては、第4号から第6号までを除く。）」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「集団指導」を「集団生活への適応訓練の実施」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第7号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、通所施設は、知的障害児その他の障害児の保護及び指導のため、次の各号に掲げる業務（流山市立児童デイつばさについては、第2号及び第3号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

- (1) 療育知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 療育相談に関すること。
- (3) 保育所等への巡回相談及び指導に関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

第19条中「通所施設を利用すること」を「前条第1項の業務に係るサービスの提供を受けること」に改め、同条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条及び次条において「法」という。）」を「法」に改める。

第19条の2第1項中「通所施設を利用しようとする」を「第18条第1項の業務に係るサービスの提供を受けようとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市介護認定審査会の委員の定数を60人以内とするため
である。

流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「50人」を「60人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 81 号

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 福祉手当の支給額について、平成22年度の税制改正による
扶養控除の見直しの影響が生じない算定方法とするほか、関係
法令との整合を図るよう所要の改正を行うためである。

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年流山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。

- (10) 年少扶養対象者 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号の扶養親族（以下「扶養親族」という。）であって、年齢16歳未満の者をいう。
- (11) 特定扶養対象者 扶養親族であって、年齢16歳以上19歳未満の者をいう。
- (12) 住民税調整額 住民税が賦課されている者に年少扶養対象者又は特定扶養対象者がある場合において、当該年少扶養対象者の人数に33,000円を、当該特定扶養対象者の人数に12,000円をそれぞれ乗じて得た額の合計額をいう。

第13条第1項中「420,000円」の次に「に住民税調整額を加算した額」を加える。

別表住民税額の欄中「住民税額」を「受給権者の前年度の住民税額」に改め、同表備考の欄中「備考」を「算定額の特例」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「第77条第1項第3号」を「第77条第1項第8号」に、「1円未満」を「、1円未満」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 受給権者に住民税調整額がある場合においては、表中「220,000円」とあるのは、「220,000円に住民税調整額を加算した額」と、「420,000円」とあるのは、「420,000円に住民税調整額を加算した額」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表備考の欄の改正規定のうち、「1円未満」を「、1円未満」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 82 号

流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について

流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の設置根拠の法律の題名が改められたことに伴い、所要の改正を行うためである。

流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例

流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 83 号

流山市小規模水道条例の制定について
流山市小規模水道条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 水道法の規制を受けない小規模な水道施設のうち、給水人口
50人以上の施設の設置者に対し、確認申請及び各種届出を義務付けるほか、立入検査、給水停止等の措置命令及び罰則に関する規定を定めることにより、公衆衛生の向上を図るためである。

流山市小規模水道条例

(目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であつて、50人以上の者に水を供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- (2) 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- (3) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- (4) 水道法第3条第6項に規定する専用水道
- (5) 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道

2 この条例において「小規模専用水道」とは、小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいい、「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

3 この条例において「設置者」とは、小規模水道を布設し、又は管理している者をいう。

4 この条例において「小規模専用水道施設」とは、小規模専用水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該設置者の管理に属するものをいう。

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 小規模専用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が

前条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 1日最大給水量及び1日平均給水量

(2) 水源の種別及び取水地点

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

(4) 小規模専用水道施設の概要

(5) 小規模専用水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

(6) 浄水方法

(7) 工事の着手及び完了の予定年月日

(8) その他規則で定める事項

(確認等の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条に規定する施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、前条第1項の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

第8条 小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、市長が前項の規定による届出を受理した場合において、規則で定めるところにより行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

(変更又は廃止の届出)

第9条 小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第10条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第11条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第12条 小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(小規模簡易専用水道の給水開始等の届出)

第13条 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(小規模簡易専用水道の管理)

第14条 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

(改善命令等)

第15条 市長は、小規模専用水道施設が第4条に規定する施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ず

ることができる。

- 2 市長は、小規模簡易専用水道の管理が前条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

- 第16条 市長は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該命令に係る小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第17条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 3 前2項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第12条の規定に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第8条第2項の規定に違反して給水を開始した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条の規定に違反した者
- (4) 第17条第1項若しくは第2項の報告をせず、若しくは当該報告に関し虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に千葉県小規模水道条例（昭和37年千葉県条例第10号）の規定により千葉県知事が行った確認、処分その他の行為又は千葉県知事に対して行われた申請その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 84 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 増築する東深井小学校の校舎内に新たにもりのいえ第2学童
クラブ及びもりのいえ第3学童クラブを設置するほか、もりの
いえ学童クラブの名称の変更等所要の改正を行うためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「流山市学童クラブ」を「学童クラブ」に改める。

第2条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

第3条の表中

「

もりのいえ学童クラブ	流山市東深井879番地の2
------------	---------------

」

を

「

もりのいえ第1学童クラブ	流山市東深井879番地の2
もりのいえ第2学童クラブ	流山市東深井879番地の2
もりのいえ第3学童クラブ	流山市東深井879番地の2

」

に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市南流山福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 紅谷 幸夫
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 86 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

(1) もりのいえ第2学童クラブ

(2) もりのいえ第3学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市初石公民館
- 2 指定管理者となる団体
流山市西初石4丁目370番地の93
特定非営利活動法人市民助け合いネット
代表 片岡 興一
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市南流山センター
- 2 指定管理者となる団体
流山市西初石4丁目370番地の93
特定非営利活動法人市民助け合いネット
代表 片岡 興一
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市立森の図書館
- 2 指定管理者となる団体
千葉県鎌ヶ谷市初富本町二丁目20番36号
株式会社すばる
代表取締役 高橋 敏明
- 3 指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 91 号

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術上の業務を担当する技術管理者の資格を定めるためである。

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（技術管理者）

第8条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。
- （2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- （3）2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあったこと。
- （4）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- （5）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- （6）学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (11) 前各号に掲げる資格と同等以上の知識及び技能を有すると認められること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 92 号

訴えの提起について

市は、別紙のとおり訴えを提起する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 ごみ焼却施設運転管理業務委託契約の解除に係る違約金及び
業務履行中の事故に起因する施設の修繕費等の損害賠償の請求
についての訴えを提起するためである。

訴えの提起についての概要

- 1 相手方 東京都八王子市南町5番8号
株式会社関東実技
代表取締役 藤岡 実
- 2 事件名 ごみ焼却施設運転管理業務委託契約の解除に係る違約金及び業務履行中の事故に起因する施設の修繕費等の損害賠償の請求

3 事件の概要

平成23年11月10日付けで締結したごみ焼却施設運転管理業務委託契約の相手方である株式会社関東実技が、運転管理業務の開始から数日間に溶融炉2基のスラグの出滓口^{しゅっさいこう}を閉塞させる事故を起こした。

このため、平成24年4月6日付けの同社からの契約解除の申出書に基づき、同月11日付けで当該契約を解除した。

これに伴い、契約解除に係る違約金及び事故に伴う施設の修繕費等の損害賠償の請求をするものである。

4 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、契約解除違約金としての22,816,500円及び施設の修繕費等としての27,068,608円の合計額である49,885,108円並びにこれらに対する年5分の割合による金員の支払を求めるものである。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟代理人及び指定代理人により訴訟を行う。
- (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 裁判の進行の段階で和解をすることがある。

議案第 96 号

流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
流山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公共下水道の使用料のクレジットカードによる納入を導入するに当たり、その条例上の根拠を明確にするためである。

流山市下水道条例の一部を改正する条例

流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「集金又は納入通知書」を「納入通知書、集金その他の規則で定める手段」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 97 号

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準を定めるためである。

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、流山市水道事業における布設工事監督者を配置して行う水道の布設工事の範囲及び布設工事監督者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）において使用する用語の例による。

(布設工事監督者を配置する工事)

第3条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者に技術上の監督業務を行わせるべき水道の布設工事は、水道施設の新設又は次の各号のいずれかに該当する増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第4条 法12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (2) 学校教育法に基づく大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学

校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 前条に規定する布設工事監督者としての資格を有すること。
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を

卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条の4第2項の登録講習機関登録簿に記載されている者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了していること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 98 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 料金のクレジットカードによる納入を導入するに当たり、その条例上の根拠を明確にするためである。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「又は集金の方法」を「、集金その他の管理者が別に定める手段」に改める。

第33条中「、延滞料」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 99 号

大堀川防災調節池修景整備工事の委託に係る基本協定の変更について

市は、平成22年流山市議会第4回定例会で議決を経た大堀川防災調節池修景整備工事の委託に係る基本協定を次のとおり変更する。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 委託の目的 | 大堀川防災調節池修景整備工事に係る施行委託 |
| 2 | 変更前委託金額 | 286,000,000円 |
| 3 | 変更後委託金額 | 264,000,000円 |
| 4 | 変更による減額分 | 22,000,000円 |
| 5 | 委託の相手方 | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン
本部
本部長 安達 哲郎 |

議案第 100 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年11月27日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市自転車駐車場
- 2 指定管理者となる団体
流山市東初石3丁目103番地の18
公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 紅谷 幸夫
- 3 指定の期間
平成25年3月1日から平成28年3月31日まで

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が設置した看板の破損による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年9月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 市が設置した看板が経年劣化により倒れ、駐車場に駐車していた相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年7月11日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年9月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額86,384円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 86,384円 |

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する公園内の樹木の倒木による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年9月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 市が管理する公園内の樹木が倒れ、駐車していた相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年8月22日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年9月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額222,000円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 222,000円 |

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月27日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月2日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 生涯学習部生涯学習課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が道路脇にある金属製の柵に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年7月5日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市中118番1地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年10月2日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額165,564円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 165,564円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月15日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 土木部道路管理課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が車止めに接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年8月2日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市平和台5丁目400番地先 |
| 4 | 事 故 車 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年10月15日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額374,470円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 374,470円 |